

■ Article (vol.30) ■

平成 21 年度補正予算に伴う税制改正の概要

日税連調査研究部長 杉田宗久

.....

4 月 10 日、急激に悪化する景気を下支えするため、財政支出 15 兆 4 千億円、事業規模 56 兆 8 千億円の過去最大規模の「経済危機対策」が決定され、その中に、①交際費課税の軽減、②住宅取得のための贈与税の軽減、③研究開発税制の拡充の 3 つの減税措置が含まれている。この「租税特別措置法一部改正法案」は 4 月 27 日に国会提出され、その後 5 月 13 日に平成 21 年度補正予算案とともに衆院本会議で可決、参院に送付されている。これらについて、簡単に紹介しておこう。

①中小企業の交際費課税の軽減措置

交際費等の損金不算入制度について、資本金 1 億円以下の法人に係る定額控除限度額が現行の年 400 万円から年 600 万円に引き上げられる。ただし、10% 損金不算入は変更されないため、最大の損金算入限度額は、 $600 \text{ 万円} \times 90\% = 540 \text{ 万円}$ となる。この改正については、21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分からの適用となり、最も早く申告期限が到来する中小企業は 6 月申告となるので、法案の審議状況が気になるところだ。

この改正の趣旨は売上減少に苦しむ中小企業の活動を支援することにあるが、実際には交際費の支出さえ抑えたいという企業が多いのではないだろうか。また、この改正を見越した取引先から交際費の負担を持ちかけられて困っているとの声もある。

②住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

生前贈与の促進により、高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までの時限措置として、20 歳以上の者が親や祖父母など直系尊属から、居住用家屋の新築、取得、増改築（これらともにする敷地の取得を含む。）に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、当該期間を通じて（つまり、21 年と 22 年を通じて）500 万円まで贈与税が非課税とされる。

この改正の狙いは、まず高齢者の金融資産が若い世代に移動する、その資金で住宅を新築又は購入すると、資金は建設会社、不動産会社に流れ経済効果を生み出すというものだ。

具体的には、暦年課税の合には、 $110 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円}$ で 1 年では 610 万円が贈与税非課税となる。また、2 年間にわたって贈与すれば、 $110 \text{ 万円} \times 2 \text{ 年} + 500 \text{ 万円}$ で 720 万円まで非課税となる。住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の場合は、従来の非課税枠（基本分 2500 万円 + 住宅分 1000 万円 = 3500 万円）に 500

万円を上乗せして 4000 万円までが非課税となる。

この贈与税の特例は今年 1 月に遡って適用され、受贈者は原則として贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までに入居する必要がある。特例が適用される期間の 2 年間のうち既に半年が経過しているので、この改正についても成立が待たれるところだ。

③試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特例

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について特例措置が講じられる。

まず、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において税額控除の適用を受けることができる限度額が、当期の法人税額の 100 分の 20 から 100 分の 30 相当額に引き上げられる。

次に、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成 21 年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされる。この場合にも、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の 100 分の 30 相当額とされる。

さらに、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成 21 年度又は平成 22 年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされ、この場合にも繰越控除の限度額は、当期の法人税額の 100 分の 30 相当額とされる。

試験研究費については、総額に係る税額控除以外に、増加型又は高水準型の税額控除制度が当期の法人税額の 100 分の 10 相当額を限度として用意されているので、平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額は法人税額の 30% から 40% になる。また、この期間に生じた税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることができ、繰越期間が 1 年から最長 3 年までに延長されることになるわけだ。

企業の試験研究の成果が上がるまでには多額の投資とともに長い期間を要するが、現行の税額控除制度では、支出事業年度で税額控除しきれない場合には翌事業年度までの 1 年間しか繰越控除が認められていなかった。今回の特例については、そもそも繰越期間が短すぎたのではないかとの意見もある。さらに、繰越控除が認められるには、翌事業年度の試験研究費の額が控除しきれなかった事業年度の試験研究費の額を超えることが要件とされている。この要件は、改正案において変更されていないので、平成 21 年度繰越税額控除限度超過額は 3 年間繰越されることとなるが、平成 24 年度までの 3 事業年度のうち当期の試験研究費が前期

の額を上回らない事業年度については、繰越控除制度の適用を受けられないことになる。企業の研究開発にインセンティブを与えるための制度とはいえ、ハードルがまだまだ高いのではないかという気がする。

以上